

【 精神科専門療法 】

280 入院精神療法等の算定について

《令和6年8月30日》
《令和7年6月30日更新》

○ 取扱い

① 次の傷病名に対する I 001 入院精神療法、I 002 通院・在宅精神療法及び I 006 通院集団精神療法の算定は、原則として認められる。

- (1) てんかん性精神病
- (2) 症状精神病
- (3) アルコール依存症、アルコール性精神病、覚醒剤精神病
- (4) 統合失調症
- (5) 幻覚妄想状態
- (6) 心因性妄想精神病、急性一過性精神病性障害
- (7) 非定型精神病
- (8) 躁状態、躁うつ病
- (9) うつ状態
- (10) 気分循環症
- (11) 社会恐怖症、対人恐怖症、恐怖症性不安障害
- (12) 不安神経症
- (13) 強迫性障害
- (14) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害
- (15) 解離性健忘、解離性運動障害、解離性障害
- (16) 心気症
- (17) 神経衰弱
- (18) 拒食症、異食症、摂食障害
- (19) 非器質性不眠症
- (20) パーソナリティ障害
- (21) 性同一性障害、性的倒錯
- (22) 学習障害
- (23) 自閉症、小児自閉症
- (24) 注意欠陥多動障害、多動性障害
- (25) 小児期反応性愛着障害、チック障害
- (26) 児童・思春期精神疾患
- (27) 心因反応
- (28) 錯乱状態、情緒障害、不登校
- (29) 過食症
- (30) 初老期精神病、老年性精神病
- (31) 認知症

- (32) 神経症性うつ状態
- (33) 知的障害
- (34) 発達障害
- (35) レビー小体型認知症
- (36) てんかん
- (37) 不眠症
- (38) ナルコレプシー

② 次の傷病名に対する I 001 入院精神療法、I 002 通院・在宅精神療法及び I 006 通院集団精神療法の算定は、原則として認められない。

- (1) 不随意運動症
- (2) 失語症
- (3) 自律神経失調症
- (4) 脳出血後遺症、脳梗塞後遺症
- (5) 更年期症候群
- (6) 頭痛、心身過労状態

○ 取扱いを作成した根拠等

入院精神療法及び通院・在宅精神療法の対象患者は、厚生労働省通知[※]にそれぞれ「入院中の患者であって精神疾患又は精神症状を伴う脳器質性障害があるもの」及び「入院中の患者以外の患者であって、精神疾患又は精神症状を伴う脳器質性障害があるもの（患者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあっては当該患者の家族）」と記載されている。

また、通院集団精神療法の対象患者は、同通知[※]に「入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有するもの」と記載されている。

ここでいう精神疾患とは、同通知[※]に「ICD-10（国際疾病分類）の第5章「精神および行動の障害」に該当する疾病並びに第6章に規定する「アルツハイマー病」、「てんかん」及び「睡眠障害」に該当する疾病」と記載されている。

上記①の傷病名は、同通知より認められるが、②の傷病名については、同通知より認められない。なお、①の傷病名のうち、錯乱状態、情緒障害、不登校及び過食症については精神疾患に起因する場合に認められる。

以上のことから、上記①の傷病名に対する I 001 入院精神療法、I 002 通院・在宅精神療法及び I 006 通院集団精神療法の算定は、原則として認められるが、②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について